

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の各処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、A所在のB会社（以下「会社」という。）及びその関連企業において甲板員として勤務していたが、乗船した船舶において、ディスクグラインダー（サンダー）やジェットタガネ（パワーファイター）等の工具を使用して錆取り作業等に従事した。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日に会社を退職した後、聴力低下及び耳鳴を訴え、C医院に受診したところ、「両感音難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件疾病が、業務上の事由によるものであるか。また、障害等級に該当する後遺障害が認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「難聴や耳鳴等の症状を自覚したのは、平成〇年頃からであり、耳の聞こえが悪くなったのは、長年、騒音職場で勤務したからだと思う。」旨述べ、本件疾病は、業務上の事由によるものであると主張している。

(2) 療養補償給付請求について

ア 騒音性難聴の業務起因性の判断に関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が難聴認定基準を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、難聴認定基準に基づき検討する。

(ア) 難聴認定基準に定める認定要件1に該当するか否かについてみると、以下のとおりである。

a 請求人は、「会社及びその関連グループ企業に船員として雇用されていた平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、甲板員として乗船し、〇日約〇時間、〇か月平均で〇日間、工具を使用して船舶の錆落とし作業に従事した。作業中は、かなり大きな音が断続的にしていた。」旨述べるほか、「平成〇年〇月〇日に初めてC医院に受診し、『完全な騒音性難聴である。』との説明を受けた。」旨述べている。また、D船長も、「パワーファイター使用時は金属音が断続的に発生し、かなり大きな音である。サンダーは電動モーター音と高いキーンとした音が発生する。」旨述べている。

b 日本産業衛生学会振動障害委員会作成の振動障害委員会報告（昭和55年9月）によると、ディスクグラインダー（サンダー）の騒音レベルは88dBから102dBとされ、労働基準監督署職員作成の調査記録には、

「静かな所で稼働させると相応の音が発生する旨確認。鑄取り作業時には、船体の鉄鋼を削るため、相応の騒音が発生することが分かる。」と記載されている。

- c 上記の申述等からすると、請求人は、騒音がおおむね85dB以上の業務に、おおむね5年を超える期間従事した後に本件疾病を発症したことが確認できるから、本件疾病は、著しい騒音にばく露される業務に長期間引き続き従事した後に発生したものであると判断され、認定要件1を満たしているものと認められる。

(イ) 難聴認定基準に定める認定要件2に該当するか否かについてみると、以下のとおりである。

- a 鼓膜又は中耳に著変がないことについて、E医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「両側とも鼓膜は正常」と述べ、F医師も、平成○年○月○日付け意見書において、「両耳とも、鼓膜及び中耳に異常はない。」旨述べている。

- b 純音聴力検査の結果について、F医師は、上記意見書において、「気導値と骨導値の差は認められない。」旨述べている。また、同医師は、上記意見書において、「聴力の型は、両耳ともC5dip型」と診断しており、聴力損失は4000Hzを中心とした音域に現れているものと認められるから、聴力障害が低音域よりも3000Hz以上の高音域において大であると判断できる。

- c 以上からすると、本件疾病は、鼓膜又は中耳に著変は認められず、また、感音難聴の特徴を示すとともに、聴力障害が高音域において大であるから、認定要件2を満たしているものと認められる。

(ウ) 難聴認定基準に定める認定要件3に該当するか否かについては、E医師の上記診断書及びF医師の上記意見書に記された所見からみて、内耳炎等による難聴でないものと判断されるから、認定要件3を満たしているものと認められる。

(エ) 以上のとおり、請求人の本件疾病は、難聴認定基準に定める認定要件を全て満たしており、騒音性難聴であると認められ、労働基準法施行規則別表第1の2第2号11に該当するから、当審査会としては、業務上の疾病であると判断する。

この点、F医師は、上記意見書において、「騒音性難聴も疑われるが、自記オーディオメトリー検査によるJerger分類による型がV型（心因性難聴などの機能性難聴）であり、同検査の結果が矛盾していることから、騒音性難聴とは判定できない。」旨の意見を述べている。一般に、自記オーディオメトリー検査によるJerger分類を用いた判定にあつては、「I型では正常又は伝音難聴、II型では内耳性難聴、III型、IV型では後迷路性難聴が疑われる。また、V型では心因性難聴などの機能性難聴が疑われる。」とされているところ、請求人の難聴については、上記（イ）のbでみた純音聴力検査の結果（気導値と骨導値の差が認められないこと及び聴力損失が4000Hzを中心とした音域に現れていること）のほか、SISI検査の結果（両耳とも補充現象が陽性であること。）やチンパメトリー検査の結果（チンパノグラムにおいて正常な型を示していること。）に照らすと、これらの検査結果は、感音難聴であることを示唆しているものとみるのが相当であり、これらの検査結果も含めて総合的に評価すれば、当審査会としては、難聴認定基準に定める認定要件を全て満たしている以上、自記オーディオメトリー検査の結果が矛盾していることのみをもって、請求人の難聴が騒音性難聴であることを否定することは妥当ではないと判断する。

イ 以上からすると、請求人の本件疾病は業務上の疾病と認められ、労働者災害補償保険給付の支給対象となるが、難聴認定基準にも示されているとおり、騒音性難聴については、現在までのところ、有効な治療方法が確立されていないため、その治療は必要な療養とは認められず、治療そのものは療養補償給付の対象とはならないものである。しかし、その難聴の程度や原因を明らかにするために受診した聴力検査に要する費用や診断書作成に要する文書料は、労働者災害補償保険法第13条第2項第1号所定の「診察」費用として、療養の範囲に含まれるものであり、療養補償給付の支給対象となるものと判断する。

（3）障害補償給付請求について

ア 請求人の聴力障害の状態について、請求人は、「締め付けられるようなザー、サワサワ、ザワザワという音が常にしており、ツーン、キーンというような耳鳴がする。テレビの視聴時や人との会話時に聞き取りにくいことがある。耳鳴の程度に左右差はない。」旨述べ、E医師も、上記診断書において、「両

耳の難聴及び耳鳴」と記載している。

イ 障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「障害認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、障害認定基準に基づき、請求人の障害の程度について検討する。

(ア) 両耳の聴力障害の状態についてみると、以下のとおりである。

a 請求人の聴力レベルについて、E医師は、上記診断書において、「純音聴力検査結果は両耳とも50.0dBである。」旨診断し、F医師は、上記意見書において、「純音聴力検査の結果、平均純音聴力レベルは、左耳26.7dB、右耳27.1dBである。」旨の意見を述べている。

b 障害認定基準によると、聴力検査は、検査結果が適正と判断される場合を除き、日を変えて3回行うとされているところ、E医師の検査数値は、平成〇年〇月〇日に実施された1回の検査結果によるものに対し、F医師の検査数値は、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日と日を変えて3回行われた検査結果によるものであり、障害認定基準に則って行われたものであって、その数値はより正確なものであると判断されるから、当審査会としては、F医師の検査数値である左耳26.7dB、右耳27.1dBを採用することとする。

c そうすると、請求人の両耳は、軽度（25dB以上40dB未満）の難聴に該当するものと認められるが、平均純音聴力レベルが40dB以上となる障害ではないから、請求人の聴力障害は障害等級に該当しないものと判断する。

(イ) 両耳の耳鳴についてみると、以下のとおりである。

a 請求人は、ツーン、キーンというような耳鳴がする旨述べるほか、E医師の上記意見書には「主訴：(両)難聴及び(両)耳鳴」と記載されており、さらに、F医師の上記意見書をみると、両耳とも1日中キーンという旨訴えていることが確認できる。

b 請求人の本件疾病は業務上の疾病であるところ、E医師の上記診断書及びF医師の上記意見書に記された所見からみて、請求人には当該難聴に伴う耳鳴のあることが認められることから、当審査会としては、更に耳鳴についてピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査などを

尽くした上で、「難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価できるもの」(障害等級第12級準用)又は「難聴に伴い常時耳鳴のあることが合理的に説明できるもの」(障害等級第14級準用)の障害等級に該当するかを判断することが必要であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものと認められ、また、請求人には障害等級に該当する障害が認められるから、本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。